

# 新型コロナウイルス感染症対策及びmRNAワクチン施策等検証委員会 の設置等に関する法律案（プログラム法）の概要

## 1 新型コロナウイルス感染症対策及びmRNAワクチン施策等検証委員会の設置

国及び地方公共団体が講じた①～③の施策及び措置について総合的、客観的かつ多角的な検証等・その結果を踏まえた内閣への提言を行い、もって感染症対策及びmRNAワクチンに関する施策等の適正化に資するため、別に法律で定めるところにより、内閣の所轄の下に、新型コロナウイルス感染症対策及びmRNAワクチン施策等検証委員会を、期間を限って設置

- ① 新型コロナウイルス感染症に係るmRNAワクチンその他のワクチンに関する施策等
- ② ①のほか、新型コロナウイルス感染症対策
- ③ 新型コロナウイルス感染症以外の疾病に係るmRNAワクチンに関する施策等

## 2 検証委員会の組織等

- 委員長及び委員は、独立して職権を行使
- 委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣が任命
  - ・ 委員には、①mRNAワクチンの有効性・安全性に関する識見を有する者、②諸外国における新型コロナウイルス感染症対策に関する識見を有する者を含むものとする
  - ・ 任命に当たっては、検証及び検討が多角的な視点から行われるものとなるよう配慮
- 委員長及び委員の罷免（両議院の同意が必要）、服務（秘密保持義務・政治運動の禁止）等

## 3 検証委員会による検証等

### 【検証等】

- 検証委員会は、国及び地方公共団体が講じた①～③の施策及び措置について、その内容・経緯・効果について検証
  - ① 新型コロナウイルス感染症ワクチンの(i)品質・有効性・安全性の審査、(ii)研究開発の推進、(iii)接種の勧奨等による国民の大部分の免疫の獲得の推進、(iv)確保に関する措置（その結果生じた廃棄を含む。）、(v)接種による健康被害の認定及び救済 等
  - ② ①のほか、新型コロナウイルス感染症対策
  - ③ 他の疾病に係るmRNAワクチンの(i)品質・有効性・安全性の審査、(ii)研究開発の推進 等
- 検証委員会は、検証の結果に基づき、①～③の事項について検討
  - ① 検証対象の施策等の見直しの要否、これを踏まえて国等が講ずべき施策等
  - ② 将来における感染症対策の在り方
  - ③ 将来におけるmRNAワクチンに関する施策等の在り方

- ・ 諸外国における施策等の状況を踏まえた検証及び検討
- ・ 検証及び検討のため必要な調査・研究
- ・ 検証委員会による関係行政機関等への資料提出等の要求等

### 【提言等】

- 検証委員会は、検証及び検討の結果を内閣に報告するとともに、その結果に基づき、①～③の事項について内閣に提言
  - ① 検証対象の施策等に關し国等が講ずべき施策等
  - ② 将来における感染症対策の在り方
  - ③ 将来におけるmRNAワクチンに関する施策等の在り方
- 内閣が報告又は提言を受けたときの国会報告、公表措置

## 4 財政措置等

- ・ 必要となる人員については国の行政機関の職員の定員に上乗せして確保
- ・ 必要となる経費が確保されるよう格別の財政措置